

県内開発新技術活用支援 「しまね・ハツ・建設ブランド」登録制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新工法及び新製品を開発した、島根県内の事業者等に対する支援を行う「しまね・ハツ・建設ブランド登録制度」(以下「本制度」という。)に関して必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 本制度は、島根県内の事業者等が開発した新工法及び新製品を「しまね・ハツ・建設ブランド」として登録することにより、当該新工法及び新製品の建設工事における利活用と全国市場への展開の促進を図り、県内の事業者等の技術力の向上並びに建設関連産業の活性化及び雇用の確保に資することを目的とする。

(対象分野)

第3条 土木及び建築の分野とする。

(定義)

第4条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) **新技術** 従来の工法又は製品と比較して、品質若しくは安全性の向上、環境負荷の低減、コスト縮減、リサイクル又は県内産材料の利用の推進等に寄与し、建設工事において活用できる工法又は製品をいう。
- (2) **県内事業者** 主たる事業所を島根県内に有する等、別に定める者をいう。
- (3) **登録技術** しまね・ハツ・建設ブランド登録簿に登録されている製品又は工法をいう。
- (4) **登録事業者** 自らが開発した新技術について、第5条第1項の登録を受けた県内事業者をいう。

(登録)

- 第5条 県内事業者は、新技術について、この要綱の定めるところにより、しまね・ハツ・建設ブランド登録簿に土木及び建築のいずれかの登録を受けることができる。
- 2 前項の登録の有効期間は、登録を受けた日から起算して3年を経過する日の属する年度の末日までとする。
 - 3 前項の有効期間の満了後引き続き登録を受けようとする者は、更新の登録を受けることができる。
 - 4 前項の場合において、更新の登録がなされたときは、その登録の有効期間は、従前の登録の有効期間の満了の日の翌日から起算して3年とする。
 - 5 前項の更新による有効期間の満了後も引き続き登録を受けようとする者は、再度更新の登録を受けることができる。
 - 6 前項の場合において、再度更新の登録がなされたときは、その登録の有効期間は、更新の登録の有効期間の満了の日の翌日から起算して3年とする。

(登録の申請)

第6条 前条第1項の登録(同条第3項の更新及び第5項の再度更新の登録を含む。以下同じ。)を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した登録申請書を知事に提出しなければならない。

- (1) 登録分野
 - (2) 製品または工法の別
 - (3) 新技術の名称
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、知事が別に定める事項
- 2 前項の規定により更新の登録を受けようとする者は、登録の有効期間満了の日の60日前までに登録申請書を提出しなければならない。

(登録の審査)

第7条 知事は、前条第1項の規定による登録申請書を受理したときは、別に定める要領に基づき、審査会を設置し登録の申請の内容を審査するものとする。

(登録の実施)

第8条 知事は、前条の審査により、申請に係る新技術が別に定める要件を満たすと認めるときには、次に掲げる事項をしまね・ハツ・建設ブランド登録簿に記載して、その登録をするものとする。

- (1) 第6条第1項各号に掲げる事項
 - (2) 登録年月日及び登録番号
- 2 知事は、前項の規定による登録をしたときは、その旨を申請者に通知するとともに、ホームページにおいて公表するものとする。
- 3 知事は、第1項の登録をしないときは、その理由を付して、その旨を申請者に通知するものとする。

(支援)

第9条 県は、登録技術の利活用を促進するため、ホームページ等による情報提供を行うほか、別に定める支援を行うことができる。

(変更の届出)

第10条 登録事業者は、第6条第1項各号に掲げる事項に変更があったときは、すみやかに知事に届け出なければならない。

(登録の抹消)

第11条 知事は、登録技術又はその登録事業者が次の各号のいずれかに該当する場合には、第5条第1項の登録を抹消するものとする。

- (1) 登録事業者から抹消の申し出があったとき。
 - (2) 登録の有効期間満了の際、更新の登録の申請がなかったとき。
 - (3) 登録要件を満足しなくなったとき。
 - (4) 不正な手段により登録を受けたことが判明したとき。
 - (5) 本制度の信用を著しく失墜させる行為を行ったとき。
- 2 第8条第3項の規定は、前項の規定により登録を抹消した場合について準用する。

(報告)

第12条 知事は、登録技術の登録要件に関する適合状況について、登録事業者に対し、報告または資料の提出を求めることができる。

(登録事業者の責務)

第13条 登録事業者は、登録技術が登録要件を常に満足するよう管理しなければならない。

2 登録事業者は、登録技術の使用に際して、その品質、性能に関して問題が発生したときには、責任を持って対応しなければならない。

(所掌)

第14条 この要綱に関する事務は、島根県土木部技術管理課において所掌する。ただし、建築分野の新技术に係る事務は、島根県土木部建築住宅課において所掌する。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、本制度の実施に必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

この要綱は、平成21年6月1日から施行する。

この要綱は、平成23年6月1日から施行する。

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

この要綱は、平成24年12月1日から施行する。

この要綱は、平成28年1月1日から施行する。